

埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市、飯能市、狭山市、入間市）と西武鉄道株式会社との連携協力に関する基本協定

所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市で構成する埼玉県西部地域まちづくり協議会（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、まちづくりに関する連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が策定した「第2次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画」のうち、主に乙に関連する施策について協議し、地域社会の発展、経済活動の活性化に向け、協働して取り組むために必要な基本的事項を定めるものとする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、平成25年度から平成32年度までの8年間とする。なお、期間終了後の連携協力については甲と乙で別途協議するものとする。

（連携体制の構築）

第3条 甲と乙は、行政と交通事業者のそれぞれの強みを発揮できる連携体制を構築するものとする。

（連携事項）

第4条 甲と乙は、次の事項について、地域住民及び沿線利用者の往来や満足度の向上を第一に、円滑で柔軟な施策展開を連携して実施するものとする。

(1) 活力と賑わいに満ちたまち

甲と乙は、地域密着型観光に関する施策の実施や、交通施策の充実と公共交通の利用促進による市民間及び地域間の交流を促進すること等により、地域の特色を生かした文化・産業の振興を図ることで、活力と賑わいに満ちたまちづくりに協働して取り組む。

(2) 安心して暮らせるまち

甲と乙は、災害時における共助の体制を構築すること等により、防災活動の連携体制を強化することで、地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくりに協働して取り組む。

(3) 緑豊かで美しく住みよいまち

甲と乙は、地域の緑の保全・自然体験・環境学習等に関する施策等により、自然環境の保全や省エネルギー化に努めることで、緑豊かで美しく住みよいまちづくりに協働して取り組む。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は具体的事項に関し、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 4日

甲 埼玉県西部地域まちづくり協議会  
(構成市)  
埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長

藤本正人

(構成市)

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

沢辺滯巻

(構成市)

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長

仲川幸成

(構成市)

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

入間市長

田中毅夫

乙 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

取締役社長

若林久